



報道関係者各位

令和2年9月30日

【照会先】

新潟労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 渡辺 充朗

室長 補佐

小林 康夫

TEL: 025-288-3511

くるみん認定を3社が取得！！

「株式会社津屋」

「小柳建設株式会社」

「日本ハム惣菜株式会社」

(申請日順)

新潟労働局では、このたび、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づく認定（くるみん認定）企業として、上記の3社を認定いたしました。

くるみん認定は、次世代法に基づき、策定した行動計画を実施し、その計画目標を達成する等、一定の要件を満たす場合に、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣が認定するものです。認定を受けた企業は、認定マーク（下段に表示）を商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRできます。

今回認定を受けた企業に対しては下記のとおり「3社合同くるみん認定通知書交付式」を行います。



認定マーク
(愛称：くるみん)

星の数が認定回数を表します

3社合同くるみん認定通知書交付式

日時：令和2年10月2日（金）11:00～

会場：新潟美咲合同庁舎2号館 共用会議室

(新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館4階)

<参考資料>

- No.1 株式会社社会津屋の取組概要
- No.2 小柳建設株式会社の取組概要
- No.3 日本ハム惣菜株式会社の取組概要
- No.4 くるみん認定基準
- No.5 これまでの認定企業一覧

株式会社 会津屋

子育てサポート企業として認定

—一次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」マークを取得—

株式会社 会津屋

所在地：村上市

事業内容：仏壇・仏具小売り及び葬祭業

労働者数：33人



●行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

平成28年10月1日～令和元年5月31日

2 行動計画の内容

- ① 男性の育児休業の取得を促進する。
- ② 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産休中・育休中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う。
- ③ 令和元年5月までに、男性の子育て目的の休暇を促進する。

●行動計画の取組内容

- ①男性の育児休業制度について社内の掲示や朝礼、会議等を通じて従業員に周知し、育児休業の取得を奨励した。結果として、計画期間内に配偶者が出産した男性従業員が育児休業を取得した。
- ②産前産後休業と育児休業の制度や経済的支援についてまとめたパンフレットを全従業員に配布し、周知に努めた。
- ③計画期間中に出産した女性従業員全員が育児休業を取得した。
- ④男性の育児参加を促進するためにどのような休暇があれば良いかを従業員にアンケートで調査し、配偶者が出産するために入院する等付き添いが必要な場合、有給休暇とは別に給与が支給される休暇の「子育て目的休暇」を創設した。
- ⑤年次有給休暇の取得を促進するため、従業員の希望を尊重した各人ごとの有給取得計画を作成した。

小柳建設株式会社

子育てサポート企業として認定

—一次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」マークを取得—

小柳建設株式会社

所在地：三条市

事業内容：建設業

労働者数：252人



●行動計画

1 計画期間

平成30年4月1日～令和2年3月31日

2 行動計画の内容

年次有給休暇取得促進のため、リフレッシュ休暇制度を運用し浸透させる。

●行動計画等の取組内容

- ①平成30年度より、従業員のワークライフバランスの向上と心身の休息を目的とするリフレッシュ休暇制度の運用を開始したことにより、年次有給休暇の取得率が大きく向上し、休みの取りやすい職場環境を作ることに成功した。
- ②育児休業の取得を奨励し、計画期間内に出産した女性従業員3名全員が育児休業を取得した。
- ③計画期間内に4人の男性従業員が子の看護休暇を取得した。
- ④育児を行う労働者の所定外労働時間の制限制度を、法律で求められた3歳に満たない子までではなく、小学校就学始期に達する子まで認めている。
- ⑤経営者より全部署に対して時間外労働削減のため、業務内容の見直し及び業務効率化等を進めるよう働きかけを行い、各部署が業務の標準化・平準化を実現、またIT技術を積極的に導入した結果、2019年度の全フルタイム従業員等の法定時間外・法定休日労働の平均が全ての月において6時間を切る結果となった。

日本ハム惣菜株式会社

子育てサポート企業として認定

一次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」マークを取得

日本ハム惣菜株式会社

所在地：三条市

事業内容：食品製造業

労働者数：761人



●行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができる職場環境を目指し、働きやすい環境をつくるために次の行動計画を策定する。

1 計画期間

平成28年4月1日～令和2年3月31日

2 行動計画の内容

- ①所定外労働時間を10%削減し、ワークライフバランスを推進する。
- ②女性の育児休業取得率を75%以上、男性の育児休業取得者を1名以上とする。

●行動計画等の取組内容

- ①各事業所の月別時間外の目標を定め、進捗状況の管理を徹底するとともに、生産性向上を目的とした設備投資を実施し、所定外労働時間を10%削減する目標を達成した。
- ②ワークライフバランスを推進するため、年次有給休暇取得促進の対策（休日の見直し、計画有給取得制度、リフレッシュ休暇取得制度、フレックスタイム制度）を継続実施している。
- ③消滅する年次有給休暇について積み立てを行い、私傷病や子の看護、育児休業等の際に使用することが可能な「保存有給制度」を導入している。
- ④利用可能な両立支援制度の周知奨励を行い、計画期間内に出産した従業員全員が育児休業を取得した。
- ⑤男性の育児参加を推奨するため、配偶者の出産予定日前1週間から出産後2週間の間で3日間有給の特別休暇を取得可能とする「配偶者出産休暇」を企業独自に定め、対象者のおよそ半数が利用した。

くるみん認定基準

1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。
5. 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が7%以上であること。または男性労働者のうち育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて15%以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。(平成31年3月31日までに申請した場合の経過措置：男性労働者のうち育児休業等をした者が1人以上いること。)
＜労働者が300人以下の企業の特例＞
上記5. を満たさない場合でも、①～③のいずれかに該当すれば基準を満たす。
 - ①計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいる。(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)
 - ②計画期間内に、中学校卒業前の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいる。
 - ③計画期間とその開始前一定期間(最長3年間)を合わせて、男性の育児休業等取得率7%以上。(平成31年3月31日までに申請した場合の経過措置：計画の開始前3年以内に育児休業等を取得した男性労働者がいること)
 - ④計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。
6. 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。
＜労働者が300人以下の企業の特例＞
上記6. を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。
7. 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。
8. 次の①と②のいずれも満たしていること。
 - ①フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満。
 - ②月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
9. 次の①～③のいずれかを実施していること。
 - ① 所定外労働の削減のための措置
 - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③ その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
10. 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

これまでの認定企業一覧（令和2年9月30日現在）

○ プラチナくるみん認定企業

	企業名	所在地	認定年
1	一正蒲鉾株式会社	新潟市	2015年
2	株式会社市民調剤薬局	新潟市	2016年
3	株式会社博進堂	新潟市	2016年
4	株式会社第四銀行	新潟市	2018年
5	株式会社北越銀行	長岡市	2019年
6	昭栄印刷株式会社	新発田市	2020年
7	株式会社サカタ製作所	長岡市	2020年
8	株式会社大光銀行	長岡市	2020年

○ くるみん認定企業

	企業名	所在地	認定年
1	一正蒲鉾株式会社	新潟市	2007年、2010年、2013年
2	株式会社第一印刷所	新潟市	2008年、2013年、2019年
3	株式会社第四銀行	新潟市	2008年、2012年
4	株式会社博進堂	新潟市	2008年、2012年、2013年
5	株式会社大光銀行	長岡市	2010年、2015年
6	株式会社ジェイマックスソフト	長岡市	2010年
7	株式会社北越銀行	長岡市	2010年、2015年
8	国立大学法人新潟大学	新潟市	2011年
9	オン・セミコンダクター新潟株式会社	小千谷市	2012年
10	株式会社リポーン	上越市	2012年、2014年
11	星野電気株式会社	新潟市	2013年
12	新潟電子工業株式会社	新潟市	2013年、2017年
13	株式会社コロナ	三条市	2013年、2017年
14	株式会社キタック	新潟市	2013年、2019年
15	株式会社富士通新潟システムズ	新潟市	2013年、2017年、2020年
16	株式会社ナルス	上越市	2013年
17	愛宕商事株式会社	新潟市	2013年
18	株式会社市民調剤薬局	新潟市	2013年
19	協栄信用組合	燕市	2013年
20	旭カーボン株式会社	新潟市	2014年
21	新潟県信用農業協同組合連合会	新潟市	2014年、2017年
22	医療法人恵生会	新潟市	2014年、2019年
23	昭栄印刷株式会社	新発田市	2014年、2016年
24	株式会社メビウス	新潟市	2014年
25	株式会社オスポック	十日町市	2015年
26	医療法人愛広会	新潟市	2015年
27	西蒲原土地改良区	新潟市	2015年
28	株式会社ソリマチ技研	長岡市	2016年
29	株式会社マルサン	新潟市	2016年
30	株式会社エム・エスオフィス	長岡市	2016年

31	株式会社弘新機工	新発田市	2016年、2019年
32	株式会社ブルボン	柏崎市	2017年
33	株式会社原信	長岡市	2017年
34	学校法人新潟総合学院	新潟市	2017年
35	株式会社本間組	新潟市	2017年
36	株式会社ザ・ミンツ	新潟市	2017年
37	亀田製菓株式会社	新潟市	2018年
38	公益財団法人 新潟市開発公社	新潟市	2018年
39	株式会社サカタ製作所	長岡市	2018年
40	帝石パイプライン株式会社	柏崎市	2018年
41	富士ゼロックス新潟株式会社	新潟市	2018年
42	藤田金属株式会社	新潟市	2018年
43	株式会社アクアシガータ	新潟市	2018年
44	医療法人社団 晴和会	新潟市	2018年
45	株式会社きものブレイン	十日町市	2019年
46	株式会社北越ケース	新潟市	2019年
47	株式会社インプレシヴ	新潟市	2019年
48	株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟	新潟市	2019年
49	新潟県労働金庫	新潟市	2019年
50	株式会社安全給食サービス	長岡市	2020年
51	株式会社 J-COLOR (美容しょうへいの店)	長岡市	2020年
52	社会福祉法人新潟さくら会 (分水いちごの実)	新潟市	2020年
53	株式会社社会津屋	村上市	2020年
54	小柳建設株式会社	三条市	2020年
55	日本ハム惣菜株式会社	三条市	2020年